

土壌・地下水汚染を防止するために 一県民の生活環境の保全等に関する条例を改正しましたー

愛知県では、『県民の生活環境の保全等に関する条例』（以下「条例」という。）を平成15年10月1日に施行し、この中で、都市生活型公害、地球温暖化、化学物質による環境リスク、土壌・地下水汚染などの様々な環境問題への対策を規定しています。

このうち、土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制等について、施行後の6年間で生じた課題への対応や土壌汚染対策法（以下「法」という。）の一部改正（平成22年4月1日施行）による法の規定との整合等を図る必要があることから、その一部を改正し、平成22年10月1日から施行しました。

規定の趣旨

特定有害物質*による土壌・地下水汚染は、放置すれば地下水の飲用などによって人の健康や生活環境に影響が及ぶことが懸念されます。このため、土壌・地下水汚染の未然防止の観点から、汚染の防止や施設の点検について規定するとともに、土壌・地下水汚染による人の健康被害や汚染の拡散を防止するため、特定有害物質等を取り扱い又は取り扱っていた事業所（特定有害物質等取扱事業所）における土壌・地下水調査や汚染が判明した場合の汚染の拡散防止に関する義務、土地の形質の変更を行う場合の過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況等の調査の義務等について規定しています。

*「特定有害物質」とは、土壌・地下水に含まれることによって人の健康・生活環境に係る被害を生ずるおそれがある以下の**26物質**をいいます。

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン（※平成29年4月1日から、クロロエチレンが追加されました。）	第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物 12物質)
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	第2種特定有害物質 (重金属等9物質)
シマジン、チウラム、チオベンカルブ、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、有機りん化合物	第3種特定有害物質 (農薬等5物質)

「特定有害物質等」とは、特定有害物質を含む固体や液体をいいます。

規定の概要

(1) 土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の防止義務

(第36条)

特定有害物質等を取り扱う者は、特定有害物質等をみだりに埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させてはならない。

(2) 特定有害物質等を取り扱う施設の点検 (第37条)

特定有害物質等を業として取り扱う者は、特定有害物質等を取り扱う施設の点検をするよう努めなければならない。



(3) 土壌汚染等対策指針* (第38条)

知事は、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査並びに汚染による被害の発生の防止措置を行う際に従うべき指針（愛知県土壌汚染等対策指針。以下「指針」）を定め、公示するものとする。

* 愛知県土壌汚染等対策指針

調査方法や汚染が判明した場合の措置等に関し、以下の内容を定めています。

- ①土地の形質変更時における過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況等調査の方法等
- ②汚染状況の調査（概況調査）の調査対象物質、調査対象地、調査の方法等
- ③汚染が判明した場合の応急措置の方法
- ④汚染の除去等の措置（第41条で措置を命じられた場合）の方法
- ⑤汚染の拡散を防止するための措置の方法
- ⑥リスクコミュニケーションの推進及び環境保全対策の実施内容

(4) 特定有害物質等取扱事業所における調査義務等 (第39条)

ア 特定有害物質等を取り扱い又は取り扱っていた事業所（特定有害物質等取扱事業所）の設置者（特定有害物質等取扱事業者）は、土壌及び地下水の汚染の状況の調査（以下「土壌汚染等調査」という。）を指針に従って行うよう努めなければならない。

イ 特定有害物質等取扱事業所*の全部又は一部を廃止しようとするときは、指針に従って土壌汚染等調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。



* 義務の対象となる特定有害物質等取扱事業所

- ・水質汚濁防止法の特定施設を設置する事業所（法で調査される土地を除く）
- ・地下タンクでガソリンを貯蔵または取り扱う事業所（ガソリンスタンド等）

ウ 土壌・地下水汚染のおそれがあるときは、知事は特定有害物質等取扱事業者に対し、指針に従って土壌汚染等調査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

エ 土壌・地下水汚染のおそれがあり、特定有害物質等取扱事業者による調査が行われないときは、知事は土地の所有者、管理者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）に対し、指針に従って土壌汚染等調査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

（５）土地の形質の変更をしようとする者の義務等（第３９条の２）

（旧条例第４２条の規定を見直し）

ア 土壌の移動に伴う汚染の拡散等の未然防止の観点から、一定規模以上の土地の形質の変更*を行う者は、その土地において過去に特定有害物質等を取り扱っていた事業所の設置の状況等を事前に調査し、その結果を知事に報告しなければならない。



* 対象となる「土地の形質の変更」は、掘削、盛土、切土の別を問わず、形質の変更の部分の面積が 3,000 ㎡以上となる場合です。ただし、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合には、対象外とします。

イ 知事は、土壌又は地下水が汚染され、又は汚染されているおそれがあるときは、**土地所有者等**に対し土壌汚染等調査を行い、その結果を知事に報告するよう求めることができる。

※ 法第４条と条例第３９条の２との比較

法令名	土壌汚染対策法 第４条	条例第３９条の２
義務者	・ 土地の形質の変更をしようとする者（形質変更者） 土地の形質変更の施行に関する計画の内容を決定する者。土地の所有者と開発業者等の関係では、開発業者等が該当。工事の請負の発注者と受注者の関係では、計画の内容を決定する者が該当	
対象となる土地の形質の変更の規模	・ 土地の形質の変更の部分の面積が 3,000㎡以上 実際に形質の変更を行う面積。形質変更の内容が盛土のみである場合には届出・報告は不要（一部でも掘削を伴う場合は、 全体 が届出の対象となる） ・ 対象となる土地の形質変更を行う場合は、 法・条例の両方の手続きが必要 汚染のおそれがある場合は、法又は条例のいずれかの規定が適用される	
手続きの内容	着手する日の３０日前までに届出	形質変更に着手する前までに報告

添付が必要な書類	・土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面 掘削部分と盛土部分が区別して表示すること ・土地所有者等の土地の形質の変更の実施についての同意書 形質変更者が土地所有者等である場合は不要	当該土地の利用の履歴として、 ・過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況等の土地の利用の履歴 ・特定有害物質等の取扱いの状況 ・過去の土壌・地下水の調査結果 ・その他土壌・地下水汚染のおそれを推定するために有効な情報について調査した結果を記載した書類
届出等をした後の規定	知事は、土壌汚染のおそれがあるときは、土地所有者等に対し調査・報告を命ずる	知事は、土壌・地下水汚染のおそれがあるときは、土地所有者等に対し調査・報告を求める

(6) 土壌・地下水汚染が判明した場合の汚染の拡散防止のための措置等（第40条）

ア 法及び条例の規定により調査をした結果、土壌又は地下水の汚染状態が土壌汚染等対策基準*に適合しないことが明らかになったときは、特定有害物質等取扱事業者又は土地所有者等（条例の規定により土壌汚染等調査を実施した者又は法の規定により土壌汚染状況調査を行わせた者）は、直ちに指針に従って汚染の拡散防止のための応急措置を行うとともに、汚染の状況、応急措置の内容等を知事に届け出なければならない。

* 土壌汚染等対策基準（8ページ参照）

土壌・地下水汚染の有無を判断するものとして施行規則で定める土壌溶出量基準、土壌含有量基準、地下水基準のことをいいます。

イ アの届出を行った者又は土地所有者等は、指針に従って汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置（以下「拡散防止措置」という。）を講ずるとともに、措置が完了したときは知事に届け出なければならない（当該土地が法で規定する「要措置区域」に指定された場合を除く。）。

ウ アの届出を行った者以外に汚染原因者が存在する場合は、知事はその者に対し拡散防止措置を講ずるよう求めるものとする（汚染者負担原則*）。

* 汚染者負担原則（PPP：Polluter-Pays Principle）

公害防止のために必要な対策を取ったり、汚された環境を元に戻すための費用は、汚染物質を出している者が負担すべきという考え方をいいます。

(7) 汚染の原因者に対する措置命令等（第41条）

ア 知事は、土壌又は地下水の汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合せず、人の健康被害を生じ、又は生ずるおそれがある場合は、汚染原因者である特定有害物質等取扱事業者に対し、指針に従って



汚染の除去等の措置を定めた計画書(土壤汚染等処理計画書)を作成し、これに基づき措置を講ずるよう命令できる。

イ 汚染の除去等の措置命令を受けた事業者は、土壤汚染等処理計画書を知事に提出するとともに、措置が完了したときは届け出なければならない。

(8) **汚染の状況等の公表** (第42条)

知事は、土壤・地下水汚染に関する報告又は届出があった場合で、人の健康又は生活環境に係る被害防止のため必要と認めるときは、汚染の状況等について公表するものとする。



(9) **勸告** (第43条)

知事は、条例の規定を遵守していないと認めるとき、又は知事の求めに応じない者があるときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(10) **適用除外** (第44条)

次の土地には条例の土壤・地下水汚染に関する規定は適用しない。

- ① 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第2条第1項に規定する農用地
- ② 法第6条第1項の規定により指定された要措置区域内の土地
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設その他規則で定める施設*の存する土地

* 規則で定める施設

廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設及び鉱山保安法に規定する鉱山等に設置されている施設のことをいいます。

(11) **自主調査に係る報告等** (第45条)

ア 法や条例の規定によらず(自主的に)、指針に従って土壤汚染等調査を行った者は、土壤・地下水汚染が判明した場合は、知事に報告するよう努めなければならない。

イ 報告を受けた場合は、知事は、報告を行った者又は土地所有者等に対し必要な助言を行うことができる。

自主調査における調査の方法を指針で示すとともに、自主調査で土壤・地下水汚染が判明した場合に行政が一定の関与を行うことを規定しています。

(12) 汚染土壌処理業に係る生活環境影響調査の実施等（第45条の2）

ア 汚染土壌処理業*の許可申請をしようとする者は、汚染土壌を処理することに伴う生活環境影響調査を行い、その調査結果書並びに調査結果を勘案して作成した汚染土壌の処理の事業に関する計画書を提出しなければならない。

* 汚染土壌処理業

法第22条第1項で「汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない」としています。

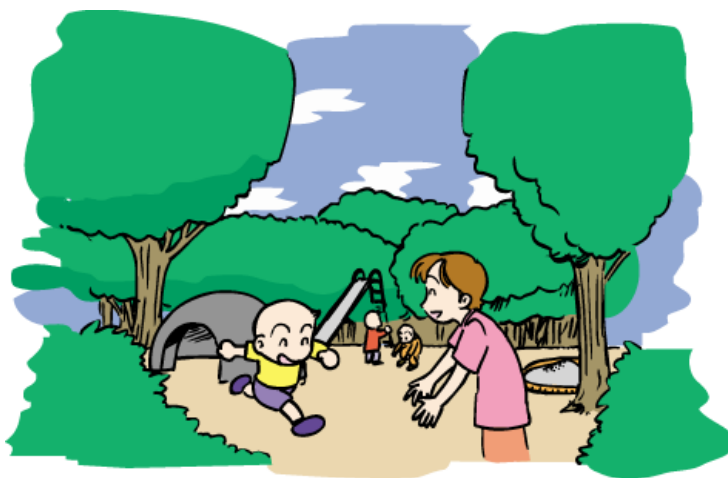
なお、法第18条第1項では「汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない」としています。

イ 知事は、提出された計画書について、生活環境の保全上の見地からの意見を述べるものとする。

ウ アの規定により提出した者は、汚染土壌の処理の事業に知事の意見を反映させるよう努めなければならない。

★ 改正後の条例の施行日は、平成22年10月1日です。

ただし、第45条の2の施行日は、平成22年4月1日です。



法と条例（土壌・地下水）の概要の比較

	土壌汚染対策法	条例（土壌・地下水）
目的	人の健康の保護	人の健康の保護 生活環境の保全
調査や措置の対象	土壌	土壌及び地下水
対象物質及び基準	鉛、砒素、トリクロロエチレン等26物質 （土壌溶出量基準、土壌含有量基準、地下水基準）	
未然防止のための措置	なし（個別法対応）	地下浸透等の禁止 施設の点検等
実施すべき調査の性質	義務	努力義務又は義務
義務者	土地所有者等 土地の形質の変更を行う者	特定有害物質等取扱事業者 土地所有者等 土地の形質の変更を行う者
基準不適合の場合の 知事の対応	健康被害を生ずるおそれの有 無により、要措置区域又は形 質変更時要届出区域に指定	汚染の状況等を公表
措置の実施	要措置区域においては、汚染 除去等の措置を指示	・汚染の拡散を確実に防止する ための措置の実施の義務 ・健康被害を生ずるおそれがある 場合は、汚染原因者である 特定有害物質等取扱事業者に 汚染の除去等の措置を命令

○ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）について

土壌汚染の増加などを背景に、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的に平成14年5月に公布され、平成15年2月15日より施行されました。

法では、汚染の可能性の高い土地について、有害物質を取り扱う施設の廃止時等の一定の機会をとらえて調査を実施すること、そして、土壌汚染が判明し、それによって人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講じること等を定めています。

その後、法の施行を通して生じた課題を解決するため、土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染土壌の適正処理の確保に関する規定の新設等所要の措置を講ずるため、土壌汚染対策法の一部を改正する法律が平成21年4月24日に公布され、平成22年4月1日より施行されています。

条例の土壤汚染等対策基準（施行規則第37条）

特定有害物質の種類	土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	分 類
クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下	第 1 種特定有害物質 (揮発性有機化合物)
四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下	
ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	
トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下	
ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	
カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	第 2 種特定有害物質 (重金属等)
六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下	
シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	
水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、 かつアルキル水銀が 検出されないこと	
セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	
鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	
砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	
シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下	第 3 種特定有害物質 (農薬等)
チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下	
チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下	
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—	検出されないこと	
有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	

- ・ **土壤溶出量基準**：土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準で、1 リットル中のミリグラム (mg/L) で表します。
- ・ **土壤含有量基準**：土壤に含まれる特定有害物質の量に関する基準で、1 キログラム中のミリグラム (mg/kg) で表します。
- ・ **地下水基準**：地下水に含まれる特定有害物質の量に関する基準で、1 リットル中のミリグラム (mg/L) で表します。

（これらの基準は、土壤汚染対策法施行規則で定める基準と同じ値です。）

土壌汚染等対策指針の調査方法の概要

- 土地の形質の変更を行う者が実施する過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査
土壌汚染対策法に定める指定調査機関（環境大臣が指定する者）に実施させることが望ましい。

過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査（履歴調査）の概要（第39条の2第1項）

報告者	調査義務の対象となる土地の形質の変更	調査内容
土地の形質の変更を行う者	土地の形質の変更の部分の面積が3,000m ² 以上のものであるもの	(1) 土地の利用履歴を過去の地図、航空写真、登記事項証明書等により、過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況等について把握する (2) 過去の特定有害物質の使用、排出等の状況を当該事業所を設置していた者等への資料の閲覧依頼や聴取り等により把握する (3) 特定有害物質等取扱事業所以外の土地の使用履歴や過去の調査結果、その他汚染のおそれの有無を推定するために有効な情報についても把握する

- 特定有害物質等取扱事業者及び土地の形質変更を行う者が行う汚染の状況の調査（概況調査）

指定調査機関に委託して行うことが望ましい。

(1) 調査の対象となる特定有害物質及び土地

	特定有害物質等取扱事業者		土地の所有者等		自主調査を行う者
	第39条第1項、第2項	第39条第3項	第39条第4項	第39条の2第2項	第45条第1項
調査対象物質	取り扱い又は取り扱っていた特定有害物質	知事から報告を求められた特定有害物質（土壌・地下水汚染のおそれのある特定有害物質）			汚染のおそれのある特定有害物質*
土地（以下「調査対象地」という。）	特定有害物質等取扱事業所が設置されている土地	知事から報告を求められた土地			自主調査を行う土地

※ 自主調査の場合の調査対象物質は、履歴調査に準じ調査を行った結果、汚染のおそれがあると認められる特定有害物質とする。なお、履歴調査の実施が困難な場合は、土地を代表する1以上の地点で調査した結果により選定してもよいとする。

(2) 調査対象地の区分

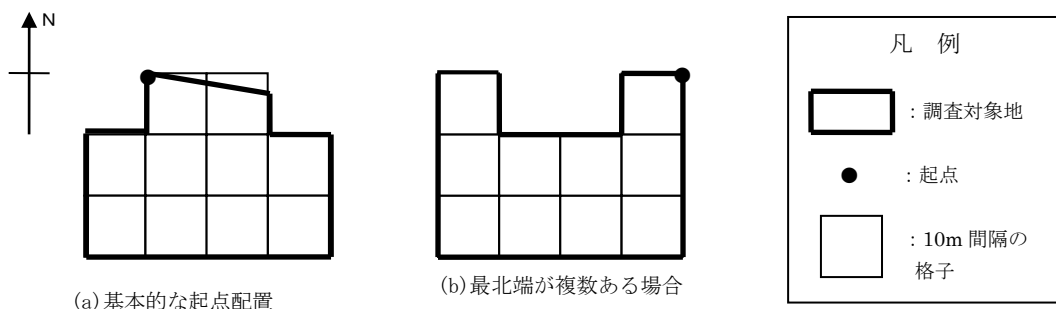
調査対象地を容易に入手できる範囲で汚染のおそれを推定する有効な情報により、3種類（①汚染のおそれがない（山林、グラウンド等）、②汚染のおそれが少ない（事務所、倉庫等）、③その他（特定有害物質等の使用施設及びそれを設置している建物等））に区分する。

(3) 調査方法

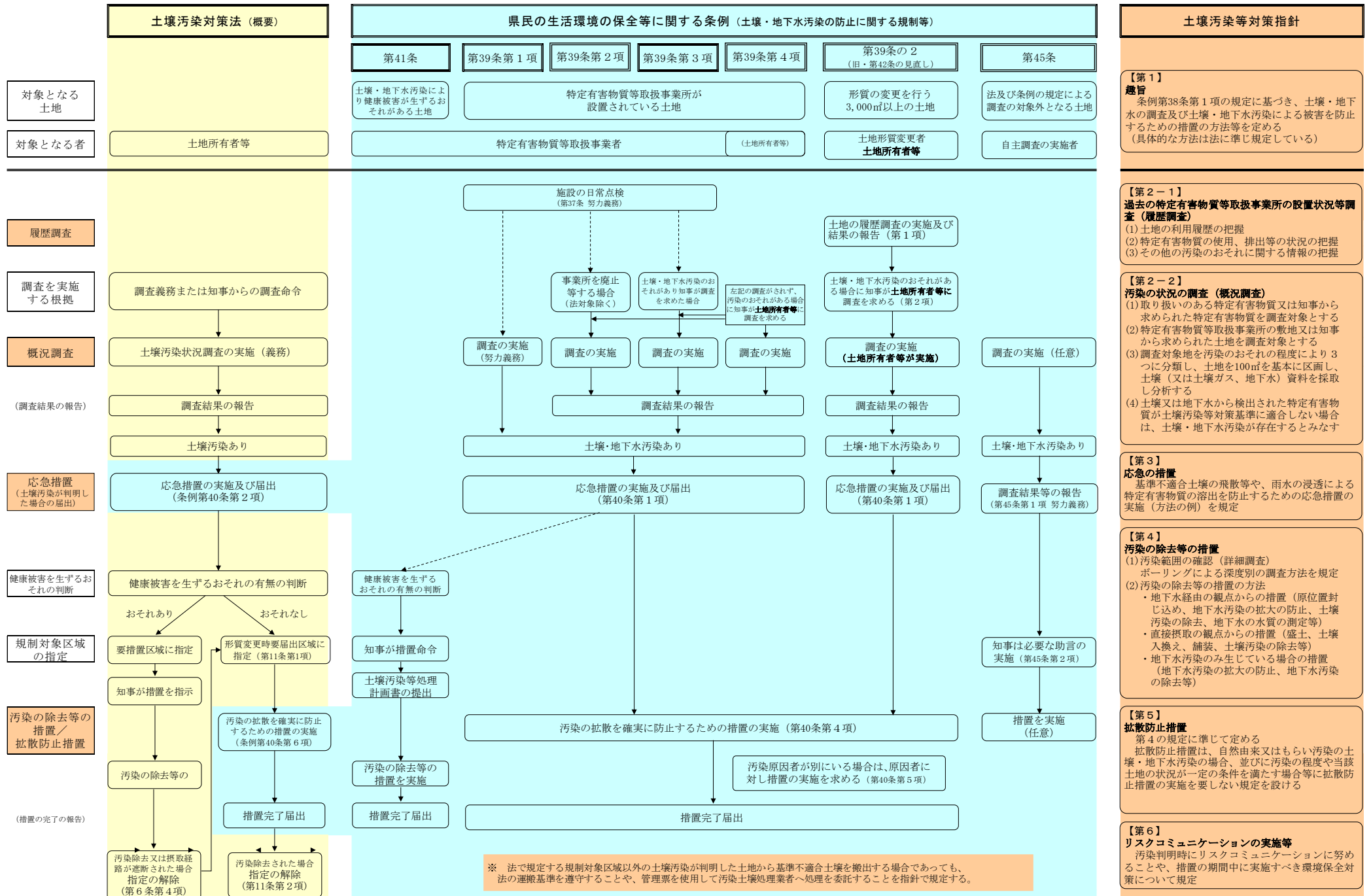
特定有害物質	第1種特定有害物質（揮発性有機化合物）	第2種特定有害物質（重金属等）	第3種特定有害物質（農薬等）
分析内容	土壌ガス調査 土壌溶出量（土壌ガス調査で検出された場合）	土壌含有量及び 土壌溶出量	土壌溶出量
試料採取地点	100m ² （単位区画）に1地点で調査地点を選定（ただし、汚染のおそれが少ない区域は900m ² に1地点、汚染のおそれがない区域は調査地点なしとする。）		
試料採取方法	土壌ガス調査は、地表から概ね1m下のガスを採取し測定 土壌含有量及び土壌溶出量は、汚染のおそれが生じた位置（不明な場合は地表）から深さ50cmまでの土壌を採取し測定		

(参考) 単位区画の設定方法

- 調査対象地の最北端の地点（磁北とし、複数ある場合は最も東にある地点）を起点として定める。
- 起点から東西方向及び南北方向に10m間隔の格子状に調査対象地を区画（単位区画）する。



土壌・地下水汚染の調査・汚染に係るフロー図（土壌汚染対策法・生活環境保全条例・愛知県土壌汚染等対策指針の規定の対比）



法と条例(土壌・地下水関係)の規定の内容の比較表

		土 壌 汚 染 対 策 法	条 例
目 的		[1] 国民の健康の保護	[1] 県民の健康の保護と生活環境の保全
対象物質 (特定有害物質)		[2] 鉛、砒素、トリクロロエチレン等26物質	[36] 鉛、砒素、トリクロロエチレン等26物質 (法と同じ)
未然防止		———	[36] 特定有害物質等を埋めること、飛散、流出、地下浸透させることの禁止 [37] 特定有害物質等を取り扱う施設の点検 [39の2] 過去に特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査(履歴調査)：汚染土壌の拡散等の未然防止
調 査	対象者	[3] [4] [5] 土地所有者等 (所有者、管理者又は占有者)	[39] 特定有害物質等取扱事業者(特定有害物質等を取り扱い又は取り扱っていた事業所の設置者) [39の2] 土地の形質変更を行おうとする者(履歴調査)、土地所有者等(土壌・地下水の調査)
	調査方法	土壌汚染状況調査(規則で定める方法)	[38] 土壌汚染等対策指針で定める方法 (法に準じた調査方法に加え、形質変更者が実施する土地の履歴調査の方法等を定める。)
基 準		[6] 土壌溶出量基準、土壌含有量基準、地下水基準	[39②] 土壌汚染等対策基準(土壌溶出量基準、土壌含有量基準、地下水基準(法と同じ基準値))
汚染(基準不適合)が判明した土地の扱い		[6] [11] 知事が法に基づき規制対象区域に指定・公示し、台帳に記載し閲覧に供する	[42] 知事が公表(人の健康又は生活環境に係る被害防止)
措 置	対象者	[7] 汚染原因者(不明等の場合は土地所有者等)に措置の実施を指示	[40] [41] 特定有害物質等取扱事業者又は土地所有者等
	措置方法	[7] 汚染の除去等の措置の方法 (盛土、封じ込め等の規則で定める方法)	[38] 土壌汚染等対策指針で定める方法 (汚染が判明した場合の応急措置、汚染の除去等の措置及び拡散防止措置の方法を定める。)
汚染土壌処理業者に関する規定		[22] 汚染土壌処理業の知事による許可についての規定	[45の2] 汚染土壌処理業の許可申請をしようとする者に生活環境影響調査の実施義務等
その他		[9] 要措置区域における土地の形質変更の原則禁止 [12] 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出 [16] [17] [18] [19] [20] [21] 汚染土壌の区域外への搬出に関する規制(事前届出、運搬基準、汚染土壌処理業者への委託義務、管理票の使用等)	[43] 汚染の拡散防止のための応急措置等に係る勧告 [44] 適用除外となる土地 [45] 自主調査により汚染が判明した場合の知事への報告に関する努力義務等

凡例：[]は条

報告・届出及び相談の窓口

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 す る 地 域
尾張県民事務所 環境保全課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-7211 (代表)	瀬戸市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
尾張県民事務所 海部県民センター 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町1-14	0567-24-2111 (代表)	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張県民事務所 知多県民センター 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町1-36	0569-21-8111 (代表)	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 環境保全課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4	0564-23-1211 (代表)	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町4-45	0565-32-3381 (代表)	みよし市
新城設楽山村振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名20-1	0536-23-2111 (代表)	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河県民事務所 環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	0532-54-5111 (代表)	豊川市、蒲郡市、田原市
名古屋市役所 環境局地域環境対策課 有害化学物質対策係	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1	052-972-2677	名古屋市*
豊橋市役所 環境部環境保全課	〒440-8501 豊橋市今橋町1	0532-51-2111 (代表)	豊橋市
岡崎市役所 環境部環境保全課	〒444-8601 岡崎市十王町2-9	0564-23-6495 (代表)	岡崎市
一宮市役所 環境部環境保全課	〒491-8501 一宮市奥町字六丁山52	0586-28-8100 (代表)	一宮市
春日井市役所 環境部環境保全課	〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44	0568-81-5111 (代表)	春日井市
豊田市役所 環境部環境保全課	〒471-8501 豊田市西町3-60	0565-31-1212 (代表)	豊田市

* 名古屋市内については、第45条及び第45条の2の規定を除き適用除外となり、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）」が適用となります。
詳しくは、名古屋市までお問い合わせください。

条例及び規則等の本文は、愛知県庁環境部のWEBページに掲載しています。

発 行 者

愛知県環境部 水大気環境課 (水・土壌規制G)	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 電話 052-954-6222、6225 (ダイヤルイン)	WEBページ http://www.pref.aichi.jp/kankyo/ 電子メールアドレス mizutaiki@pref.aichi.lg.jp
-------------------------------	---	--

(平成22年10月発行 (平成30年9月修正))